平成２１年（フ）第２１７号
栃木県足利市山川町28番地４　ラフォーレ山川５―101
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１８号
栃木県足利市葉鹿町237番地２
債務者　河内　正明
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２０号
栃木県佐野市植下町512番地２　プリマベーラＢ102
債務者　佐越　朱美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２１号
栃木県佐野市浅沼町154番地５
債務者　小林　　将
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後１時20分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１５４号
北海道室蘭市新富町１丁目９番27号
破産者　柳瀬　要一
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第４号
北海道室蘭市中島町１丁目６番15号、前住所北海道室蘭市知利別町２丁目18番19号
破産者　相馬　善男
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１９年（フ）第９７号
石川県加賀市山中温泉長谷田町ト394番地１
破産者　小西保由紀
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第５３８４号
大阪市住之江区南港中４丁目７番22―1009号
破産者　河野　薫貳
1　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
2　一般調査期日　平成22年２月22日午後３時30分
平成21年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８号
神奈川県綾瀬市小園南１丁目５番５号
破産者　笛木エミ子
1　破産債権の届出期間　平成22年１月18日まで
2　一般調査期日　平成22年３月２日午前10時50分
平成21年12月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７１号
大阪府東大阪市吉田３－４－６北口ハイツⅠ103、開始決定時の住所大阪府東大阪市岩田町４丁目13番３号
破産者　北野　壮夫
1　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
2　一般調査期日　平成22年２月25日午後４時
平成21年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７１号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目７番25号
破産者　株式会社竹原印刷
1　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
2　一般調査期日　平成22年３月４日午後３時30分
平成21年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０７号
神戸市灘区長峰台２丁目３番２―808号、前住所神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目３番14―210号
破産者　メディカルアーバンクリニック香櫨園こと　田口　真子
1　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
2　一般調査期日　平成22年３月11日午前10時
平成21年12月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１１号
京都市右京区西院北井御料町26番地
破産者　株式会社シビルピープル
1　破産債権の届出期間　平成22年１月27日まで
2　一般調査期日　平成22年３月３日午後３時
平成21年12月16日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１６号
大阪府箕面市船場東３丁目６番２号
破産者　増見株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年１月29日まで
2　一般調査期日　平成22年３月11日午後４時
平成21年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９６号
奈良県吉野郡東吉野村大字小12番地
破産者　株式会社山本組
1　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
2　一般調査期日　平成22年３月８日午前10時10分
平成21年12月11日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

債権者集会招集

平成１７年（フ）第１８３号
愛媛県今治市吉海町名19番地
破産者　渡邉石油株式会社
1　期日　平成22年２月８日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年12月16日　松山地方裁判所今治支部

平成１７年（フ）第８６３号
千葉県富里市根木名125番地18
破産者　株式会社シズヘ
1　期日　平成22年２月19日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年12月16日　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１２３号
山口県美祢市秋芳町秋吉2701番地１
破産者　津森　　均
異議申述期間　平成22年１月19日まで
平成21年12月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３９８号
熊本市新大江１丁目４番１号
破産者　大津恵一郎
異議申述期間　平成22年２月４日まで
平成21年12月15日
熊本地方裁判所民事第１部